

和気町空き家片付け推進事業補助金に関する要綱をここに公布する。

令和3年4月1日

和 気 町 長

和気町告示第9号

和気町空き家片付け推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、和気町内の空き家を有効に活用し、移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、当該空き家の家財道具等の処分に要する経費に対し、予算の範囲内で空き家片付け推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、和気町補助金等交付規則（平成18年規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 和気町空き家情報バンク制度要綱（平成22年告示第6号。）第5条の規定により登録している空き家をいう。
- (2) 所有者 対象となる空き家の売主又は貸主をいう。
- (3) 購入者等 第1号に規定する空き家を購入し、又は賃借する者をいう。
- (4) 家財道具等 空き家に残置された家具、電化製品、衣類、食器類等の不用品をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特別な事情があると認める者は、この限りでない。

- (1) 空き家の所有者、又は購入者等で、双方が3親等以内の親族でない者
- (2) 補助金に係る空き家を、空き家情報バンクを通じて売却又は賃貸するまでの間、継続して3年以上空き家情報バンクに登録する意思を有する者、又は当該空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思を有する者
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象空き家における家財道具等の処分及び搬出等に要する経費とし、その合計額が2万円以上であること。

（補助金の額）

第5条 この補助金の額は、対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付申請を行おうとする者は、あらかじめ補助金交付の事務取扱担当部署と協議を行わなければならない。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和気町空き家片付け推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 同意書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 処分費等が確認できる書類

(4) 処分対象となる家財等の状況写真

(5) 申請者が町外在住者又は町外からの転入者の場合は、その住所地での町税等の完納証明書

（交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、和気町空き家片付け推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その決定通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、交付対象となる家財道具等の処分が完了したときは、速やかに和気町空き家片付け推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要

な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、実績報告の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、和気町空き家片付け推進事業補助金確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに和気町空き家片付け推進事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、中止し、又は交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定及び補助金の交付を受けたとき。

(2) 購入者等が補助金の交付を受けた日から起算して3年未満に町外へ転出したとき。ただし、受給資格者と生計を一にする者が引き続き当該空き家に住居する場合を除く。

(3) 所有者が正当な理由なく補助金の交付を受けた日から起算して3年未満に空き家情報バンクへの登録を取り消したとき。

(4) この告示に違反する事実があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当した場合、別表のとおり補助金を返還するものとする。なお、返還金の額に円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第13条関係）

該当する号	交付日からの経過年数	返還を求める金額
第1号、第4号		交付した補助金額の全額
第2号、第3号	1年未満の場合	交付した補助金額の全額
	1年以上2年未満の場合	交付した助成金額の3分の2
	2年以上3年未満の場合	交付した助成金額の3分の1